

## 第7編 業務

### 第1章 一般廃棄物

#### ○大隅肝属広域事務組合一般廃棄物処理施設条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第27号

肝属地区一般廃棄物処理施設条例（平成20年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基き、適正な廃棄物の処理に必要な大隅肝属広域事務組合一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、リサイクル施設及び最終処分場をいう。以下「施設」という。）を設置する。

（名称、位置及び業務内容）

第2条 施設の名称、位置及び業務内容は、次のとおりとする。

名称	位置	業務内容
肝属地区清掃センター	鹿屋市串良町下小原3893番地8	可燃ごみの焼却処理及び不燃・粗大ごみ破碎選別に関する業務
肝属地区鹿屋最終処分場	鹿屋市下高隈町4319番地1	ごみの埋立処分に関する業務
肝属地区大根田最終処分場	錦江町田代川原2043番地	

（職員）

第3条 施設に必要な職員を置くことができる。

（管理）

第4条 施設は、周辺地域の生活環境の保全に配慮し、廃棄物の適正処理及び減量化並びに再生利用の推進を行い、常に良好な状態で管理しなければならない。

（使用者）

第5条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ大隅肝属広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（ごみ処理手数料）

第6条 施設が行うごみ処理については、10キログラム（10キログラム未満については、10キログラムとみなす。）につき80円のごみ処理手数料を徴収する。

2 災害その他特別の理由があると管理者が認めるときは、前項に規定するごみ処理手数料を免除することができる。

（搬入）

第7条 施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定める搬入基準に従わなけ

ればならない。

- 2 管理者は、前項の搬入基準に違反して一般廃棄物を施設に搬入しようとする者に対し、その搬入を拒否することができる。
- 3 管理者は、第1項の搬入基準に違反して一般廃棄物が施設に搬入されたときは、その搬入をした者に対し、当該一般廃棄物の除去その他必要な措置を命ずることができる。  
(損害賠償)

第8条 施設、附属設備、器具その他工作物をその責めに帰すべき理由により損傷し、又は滅失した者は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大隅肝属広域事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

平成25年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について定めることを目的とする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。